ウ．立地基準3［緑道沿道］

景観形成のために望まれる配慮は画一的なものではなく、地域の特性や建築物の用途等によっても異なります。そのため、景観形成基準は、事業者に対象地域における配慮すべき基本的な事項を示し、良好な景観形成に向けて柔軟な創意工夫を求めるためのものとします。

立地基準3は、主に方針4の「楽しく歩ける道づくり」の「周辺の資源を取り込んだ歩行者空間づくり」と「身近な施設を結ぶ快適な道のネットワーク化」などが目指している緑道沿道の景観形成を目的としています。

目黒区には緑道が多く分布し、緑道沿道と一体となった街並みは、区を特徴づける景観要素の一つとなっています。また、通行するのみならず散歩や憩いの場として身近に自然を感じられる貴重な空間でもあります。

緑道に面した敷地の建築物について、みどりと調和したデザインへの誘導や、緑道からの見え方に配慮した設備のしつらえ、建築物の配置などを誘導し、快適な道づくりを進めるための基準とします。

なお、景観形成基準は法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のうち、法第8条第4項第2号の規制又は措置の基準とします。

■表Ⅳ-20　基準の目指すもの・適用対象

緑道と一体となった景観をつくる	
基準が適用される対象	・緑道又は緑道に沿った道路に面する敷地の建築物

■表Ⅳ-21　届出対象行為と届出規模

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（ただし一戸建住宅を除く）	建築行為が行われる敷地に適用される基本基準の届出対象規模に準ずる（P.64～72）

住宅地内の緑道（蛇崩川緑道）

参道と連続した緑道（立会川緑道）

■表Ⅳ-22　景観形成基準

対象		景観形成基準	配慮・工夫の一例
建築物に対する基準	形態、色彩、その他の意匠	緑道と調和した街並み景観を形成するため、緑道に面して単調な壁面を避けるなどの工夫をする。	・店舗等を設置する場合は、店先を緑道に向けるようにするなど、緑道と一体感のあるしつらえとする。 ・緑道に面する側に配置する駐車場や設備機器は、配置や植栽などの工夫により直接目立たないような工夫をする。 ・緑道に面し、開口部の少ない単調な壁面が連続しないようにする。
		緑道と隣接する建築物等の外壁等は、原色や反射する素材を避けるなど緑道と調和した街並み景観の形成を図る。	・緑道に隣接する建築物等の外壁等は、原色や金属パネルなど反射する素材を避けるなど緑道のみどりとの調和を図る。
	建築物の周囲の空地・外構	緑道に面する外構部は、生垣とするなど、みどり豊かな街並み景観の形成を図る。	・緑道に面する位置には、ブロック塀やコンクリート塀の設置を避け、生け垣やフェンスとするなどの工夫をする。

■図Ⅳ-15　配慮・工夫のイメージ
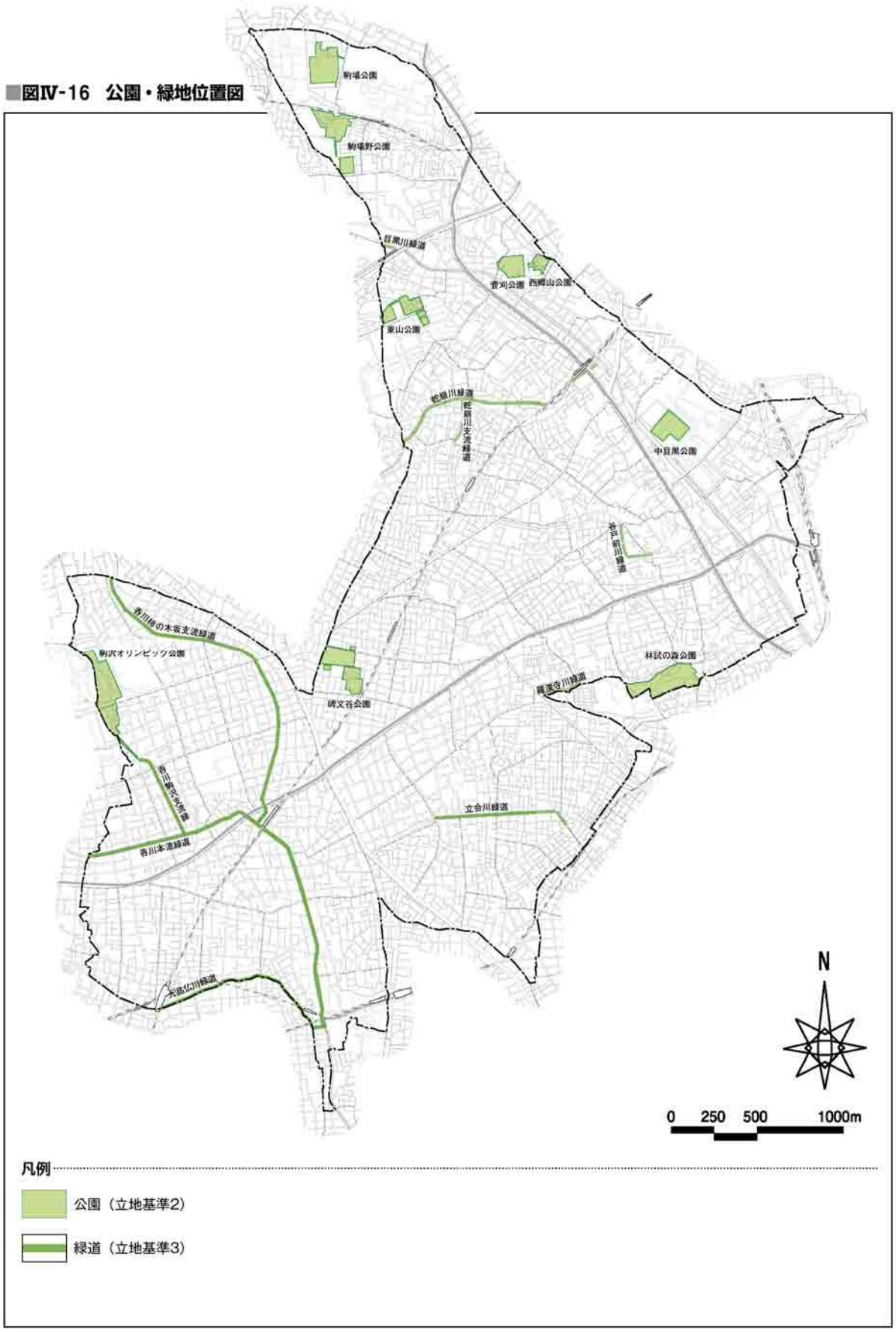
■図Ⅳ-16　公園・緑地位置図